

担当課	係	対象者	美里町での手続	新住所地での手続
住民生活課	住民窓口係 砥用庁舎総合窓口係	印鑑登録をしている方	転出（予定日）になると廃止されます。 印鑑登録証をお返しください。返却が難しい場合は、ご自身で処分してください。	印鑑登録が必要な方は、新住所地で改めて登録手続きをしてください。
建設課	管理係	町営住宅に入居している方 （世帯全員が転出）	明渡しの手続きが完了してからの退去となります。 明渡しの手続きとは、住宅の明渡し検査（壁塗り、畳の表替え、ふすまの張替え）が完了し、住宅明渡し届出を提出することです。 なお、明渡し届出の住宅管理人欄に署名と印鑑を貰われてから、届出をお願いします。 この手続きが完了しないと、家賃が発生します。 完了後には、入居時にお預かりしております敷金もお返ししますので、敷金払戻請求書の提出を併せてお願いします。	なし
建設課	管理係	町営住宅に入居している方 （世帯の一部（世帯主）が転出）	世帯主が変更となりますので、入居承継申請が必要です。申請書の住宅管理人欄に署名と印鑑を貰われて、砥用庁舎管理係または中央庁舎住民窓口係へ提出をお願いします。 ※家賃が変更になる場合があります。	なし
建設課	管理係	町営住宅に入居している方 （世帯の一部（世帯員）が転出）	窓口でのお手続きが必要ですので、砥用庁舎管理係または中央庁舎住民窓口係へお越しください。 ※家賃が変更になる場合があります。	なし
学校教育課	学校教育係	町立の小・中学校に在学している お子さんがいる方	学校教育課（TEL:0964-46-2115）へご連絡ください。 （転出予定日が前もって分かれる場合は、できるだけ早めに学校教育課へお知らせください。）	新住所地の教育委員会にお問い合わせください。
健康保険課	健康支援係	子ども医療受給者証を持っている方	受給者証の返還と喪失届の提出が必要ですので、中央庁舎健康保険課または砥用庁舎総合窓口係へお越しください。	新住所地の窓口にお問い合わせください。
健康保険課	健康支援係	子どもの予防接種の予診票を持っている方	転出した場合は使用できません。	残っている予診票をそのまま新住所地に持参し、新住所地で新たな予診票を受け取ってください。
健康保険課	健康支援係	成人男性風疹クーポン券、子宮頸がん・乳がんクーポンを持っている方	転出した場合は使用できません。	新住所地の窓口にお問い合わせください。
健康保険課	健康支援係	乳幼児健診の問診票を持っている方	転出した場合は使用できません。	新住所地の窓口にお問い合わせください。
健康保険課	健康支援係	妊婦健診の受診券を持っている方	転出した場合は使用できません。	残っている受診券をそのまま新住所地に持参し、新住所地で新たな受診券を受け取ってください。
健康保険課	健康支援係	出産子育て応援給付金	出産子育て応援給付金は、転出後においても、美里町から受け取ることができる場合があります。 詳しくは、健康支援係(TEL:0964-46-2113)へお問い合わせください。	新住所地の窓口にお問い合わせください。
健康保険課	健康支援係	新型コロナワクチン接種券を持っている方	転出した場合は使用できません。	ワクチンナビを活用しインターネットから申請するか、新住所地の窓口にお問い合わせください。
健康保険課	保険年金係	美里町国民健康保険被保険者で特定健診の受診券を持っている方	転出した場合は使用できません。破棄してください。	新住所地の窓口にお問い合わせください。
健康保険課	保険年金係	国民年金に加入又は受給している方	特にお手続きは必要ありませんが、海外転出の方の場合は窓口でのお手続きが必要ですので、中央庁舎保険年金係または砥用庁舎総合窓口係へお越しください。	新住所地の窓口にお問い合わせください。
健康保険課	保険年金係	美里町国民健康保険に加入している方	美里町国民健康保険被保険者証等は、転出（予定）日以降は使わずにお返しください。窓口での手続きが必要ですので、中央庁舎保険年金係または砥用庁舎総合窓口係へお越しください。	新住所地の窓口で加入手続きをしてください。

健康保険課	保険年金係	後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療被保険者証等は、転出（予定）日以降は使わずにお返してください。県外へ転出の場合は負担区分等証明書が必要となりますので、保険年金係(TEL:0964-46-2113)へお問い合わせください。	新住所地の窓口で加入手続きをしてください。
福祉課	介護・高齢者支援係	美里町の介護保険に加入している方	介護保険の資格喪失届および介護保険料還付請求の手続きが必要ですので、認印、通帳を持参ください。	新住所地の窓口にお問い合わせください。
福祉課	介護・高齢者支援係	介護（支援）認定を受けている方	受給資格証明書を発行しますので、新住所地に提出ください。	受給資格証明書を転入の日から14日以内に新住所地の窓口へ提出してください。
福祉課	介護・高齢者支援係	町外の介護保険施設、有料老人ホーム等(住所地特例対象となる施設)へ入所される方	住所地特例適用・変更・終了届を提出ください。	新住所地の窓口にお問い合わせください。
福祉課	介護・高齢者支援係	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、湯遊カードを持っている方	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、湯遊カード、いずれかをお持ちの方はお返してください。返却が難しい場合は、ご自身で処分してください。	なし
福祉課	障がい・地域支援係	身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳を持っている方	新住所地での手続きになります。施設入所など美里町で手続きが必要となる場合がありますので、転出前に障がい・地域支援係(TEL:0964-47-1116)へお問い合わせください。	新住所地で手続きが必要です。施設入所など、手続きが不要な場合があります。新住所地の窓口にお問い合わせください。
福祉課	障がい・地域支援係	重度心身障害者医療費受給資格者証を持っている方	資格喪失届が必要です。施設入所など美里町で受給資格が継続する場合がありますので、転出前に障がい・地域支援係(TEL:0964-47-1116)へお問い合わせください。	新住所地で手続きが必要です。施設入所など、手続きが不要な場合があります。新住所地の窓口にお問い合わせください。
福祉課	障がい・地域支援係	有料道路における障害者割引制度にてETCを利用している方	手続きは不要です。	新住所地で手続きが必要です。新住所地の窓口にお問い合わせください。
福祉課	障がい・地域支援係	自立支援医療（更生医療、育成医療）を受給している方	新住所地での手続きになります。施設入所など引き続き美里町で受給資格が継続する場合がありますので転出前に障がい・地域支援係(TEL:0964-47-1116)へお問い合わせください。	新住所地で手続きが必要です。施設入所など、手続きが不要な場合があります。新住所地の窓口にお問い合わせください。
福祉課	障がい・地域支援係	自立支援医療（精神通院）を受給している方	手続きは不要です。	新住所地で手続きが必要です。新住所地の窓口にお問い合わせください。
福祉課	障がい・地域支援係	特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方	手続きは不要ですが、事前に障がい・地域支援係(TEL:0964-47-1116)へ連絡してください。	新住所地で手続きが必要です。新住所地の窓口にお問い合わせください。
福祉課	障がい・地域支援係	特別児童扶養手当を受給している方	手続きは不要ですが、事前に障がい・地域支援係(TEL:0964-47-1116)へ連絡してください。	新住所地で手続きが必要です。新住所地の窓口にお問い合わせください。
福祉課	子ども・生活支援係	児童手当を受給している方 (公務員の方は勤務先に確認ください)	児童手当の消滅の手続きが必要ですので、抵用庁舎子ども・生活支援係または中央庁舎住民窓口係までお越しください。	転出先で転出予定日の翌日から15日以内に手続きが必要です。必要書類は転出先の窓口にお問い合わせください。
福祉課	子ども・生活支援係	児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当の資格喪失届または転出届の手続きが必要ですので、認印、証書を持参のうえ抵用庁舎子ども・生活支援係までお越しください。	新住所地で手続きが必要です。新住所地の窓口にお問い合わせください。
福祉課	子ども・生活支援係	ひとり親家庭等医療費受給資格証を持っている方	受給資格喪失届を提出してください。	自治体ごとに制度が異なりますので、詳しくは新住所地の窓口にお問い合わせください。
福祉課	子ども・生活支援係	保育所等に通園している方	退所届の手続きが必要ですので、認印を持参のうえ抵用庁舎子ども・生活支援係または中央庁舎住民窓口係までお越しください。	継続利用の場合でも、新住所地で申込手続きを行う必要があります。詳しくは、新住所地の窓口にお問い合わせください。
住民生活課	環境政策係	犬を飼っている方	手続きは不要です。	転出先で犬の住所変更の手続きをしてください。
上下水道課	上下水道管理係	水道・浄化槽をお使いの方	美里町が設置した水道や浄化槽を止めるときは、上下水道管理係（TEL:0964-46-2117）へ連絡してください。	新住所地の窓口にお問い合わせください。